

京都市告示第 95 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第2項の規定により、指定特定相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和8年4月10日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人 京都福祉サー ビス協会	計画相談支援	社会福祉法人 京都福祉サー ビス協会南事 務所 2630581706	京都市南区西九条大 国町48番地の2	令和8年3月31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)